

さつま町成年後見制度利用促進 基本計画



令和 2 年 11 月
鹿児島県 さつま町

目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	3

第2章 計画策定の背景及び現状と課題

1	国の動向等	4
2	人口及び制度対象者等の動向	5
3	成年後見制度に関する取組状況	6
4	成年後見制度に関する課題	7

第3章 基本的な考え方及び目標

1	基本的な考え方	8
2	取組の基本目標	8
3	施策の体系	9

第4章 実現に向けた具体的取組

1	中核機関の整備と地域連携ネットワークづくり	10
(1)	中核機関の整備（権利擁護センター）	10
(2)	相談・支援体制の整備	10
2	利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進	11
(1)	制度を必要とする人を利用につなげる支援	11
(2)	意思決定支援と身上保護の重視	11
(3)	後見類型等のサービス調整	12
3	不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	12
(1)	制度理解の啓発	12
(2)	不正防止のための関係機関との連携	13
(3)	地域見守り活動の推進	13

第5章 計画の進行管理

1	計画の評価及び進行管理	14
---	-------------	----

第6章 資料編

1	用語解説	14
---	------	----

第 1 章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

超高齢社会を迎えている今日、高齢者や障がい者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築が推進され、地域住民や地域の様々な主体が地域づくりに参画し、支え合い・助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、認知症高齢者や障がい者などの判断能力の不十分な方の権利を擁護していく必要があり、このような方々の財産や契約を代わって行う後見人などを選任する成年後見制度が、平成 12 年から開始されました。

しかし、成年後見制度は認知症・知的障がいやその他の精神障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

そこで、平成 29 年 3 月には、国の「成年後見制度利用促進計画」が策定されました。これにより、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなり、本町においても「成年後見制度利用促進計画」の策定を行い、権利擁護の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 国の法令による位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下、「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、国が定める成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を勘案し、第 14 条第 1 項において、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）

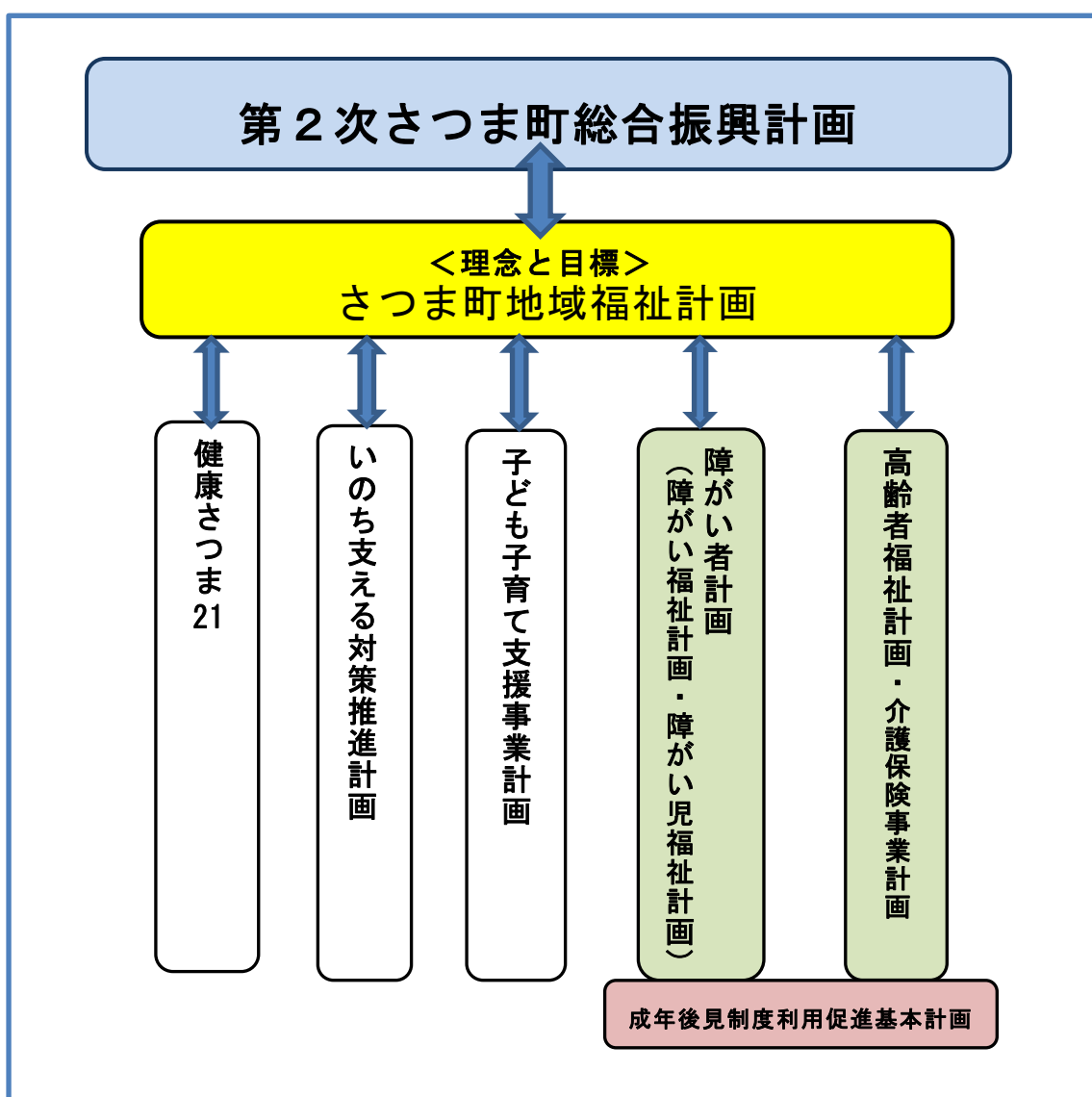
第 12 条第 1 項（成年後見制度利用促進基本計画） 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければならない。

第 14 条第 1 項（市町村の講じる措置） 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 町の関係分野における他計画との関係

「さつま町総合振興計画」を基本とし、民生部門における地域福祉の基本理念や福祉施策の方向性を定めた「さつま町地域福祉計画」を平成 30 年度に策定しました。各個別計画としては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画（障害者福祉計画・障害児福祉計画）」、「子ども・子育て支援事業計画」、「いのちを支える対策推進計画」、「健康さつま 21」を定め推進しています。

「さつま町成年後見制度利用促進基本計画」においては、「さつま町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「さつま町障がい者計画」の関連分野において、更に具体的推進を図るための計画と位置付けるものです。



(今回の計画の位置付け)

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とします。

今後、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」及び「地域福祉計画」の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

(各種計画の期間)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
さつま町							第1次成年後見制度利用促進基本計画				
	第6期高齢者福祉計画		第7期高齢者福祉計画			第8期高齢者福祉計画		第9期 ←			
	第2期障がい者計画					第3期障がい者計画		第4期 ←			
					地域福祉計画				第2次 ←		

第2章 計画策定の背景及び現状と課題

1 国の動向等

(1) 成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度で、従来の禁治産・準禁治産制度を見直し、自己決定の尊重、ノーマライゼーションを理念とした制度として、平成12年（2000年）から施行されました。

(2) 基本理念と目的

促進法第3条では、成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視）、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備の3点を基本理念と定めています。

また、促進法第1条では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

さらに、促進法第14条では、市町村は国の計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに制度の利用促進に関して、基本的な事項を調査・審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしています。

(3) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、平成29年度末には全国で21万人に上り、認知症高齢者の増加や、高齢者の1人暮らし、高齢者のみの世帯が増加する中、今後更に制度の必要性が高まっていくと考えられます。

(4) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が全くない人を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な人を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な人を対象とする「補助」の3つがあります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が発生します。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画の策定

促進法に基づき、国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。その中で、市町村が計画策定に取り組む期間を平成 29 年度から令和 3 年度（2021 年度）までの概ね 5 年間とし、以下の 3 つを目標として計画を定めることとしています。

- 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和

2 人口及び制度対象者等の動向

(1) 人口及び高齢者等の推移

本町の令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は、20,664 人で、平成 17 年の 3 町合併時の 25,688 人と比較すると 5,024 人の減少となっており、今後も減少が見込まれます。高齢者数については、平成 27 年をピークに減少傾向ですが、高齢化率は引き続き上昇が見込まれます。1 人暮らしや夫婦暮らしの高齢者数も依然として多く、今後は近くに支援者のいない高齢者等の支援が課題となることが予想されます。

(単位：人/%)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R7 推計 (2025)	備 考
人 口	22,827	22,317	21,853	21,462	20,990	18,337	
高齢者数	8,487	8,469	8,453	8,427	8,446	7,906	
高齢化率 (%)	37.2	37.9	38.7	39.4	40.2	43.1	
1 人暮らし高齢者数	1,874	1,853	1,806	1,800	1,804	1,689	
夫婦暮らし高齢者数	3,409	3,032	3,047	3,113	3,228	3,012	

(2) 認知症高齢者数等の推移（見込）

平均寿命が延びるとともに認知症高齢者数も増加すると言われていています。本町の介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方が、令和元年度で 980 人となっているものの、軽度者や予備軍などを含めると 2,500 人と推計しています。

(単位：人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R7 推計 (2025)	備 考
認知症高齢者	2,506	2,501	2,497	2,489	2,494	2,353	
うち日常生活自立度Ⅱ以上	1,007	936	942	934	980	894	
(高齢者実態調査)		(188)	(241)	(260)	(259)	(224)	

(3) 障がい者数等の推移

障がい者数については、平成 27 年度の 2,001 人から人口の減少とともに年々、減少してきています。障がい者別にみると、減少傾向ではありますが、身体障がい者の数が最も多くなっており、一方で知的障がい者数は、平成 27 年度以降、増加しています。

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R7 推計 (2025)	備 考
知的障がい者	障がい者	118	122	123	129	129	140	
	障がい児	46	44	49	45	45	40	
精神障がい者	障がい者	139	137	132	161	160	182	
	障がい児	1	1	2	5	3	6	
身体障がい者	障がい者	1,680	1,622	1,589	1,470	1,424	1,196	
	障がい児	17	14	12	11	11	11	
計		2,001	1,940	1,907	1,821	1,772	1,575	

3 成年後見制度に関する取組状況

さつま町介護保険事業の任意事業において、認知症高齢者等の権利擁護を進めるため、「成年後見制度利用支援事業」に取り組んでいますが、知的障がい者や精神障がい者を含めた全体的な取組に至っていません。市民後見人の養成研修や利用促進の広報活動などについても未実施です。

令和 2 年度から中核機関の基盤となる「さつま町権利擁護センター」の設置に向けて、関係機関を含めて検討を行っているところです。

(1) 町長申し立ての件数

(単位：件)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	備 考
件 数	0	0	0	1	0	

(2) 成年後見に関する相談（地域包括支援センター）

(単位：件)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	備 考
件 数	6	9	0	15	7	

4 成年後見制度に関する課題

利用の対象者となりうる認知症高齢者が増加の傾向にあることに加え、1人暮らしや夫婦暮らしの高齢のみの世帯にもかかわらず家族などの支援者が近隣にいない高齢世帯が多くなる傾向にあります。

また、知的障がい者の人数も増加してきており、平成30年の「障がい福祉計画」策定時には、成年後見制度について内容を知らないとした人が6割にのぼっています。

そのため、「成年後見制度」の認知に向けた周知及び普及・啓発が必要です。

〈課題として考えられること〉

(1) 成年後見制度が知られていない

成年後見制度の認知度が低く、広く市民に知られていない。成年後見制度利用の周知・広報活動が必要である。

福祉施設や介護事業所等の支援関係者も制度の内容を十分に理解する必要がある。

(2) 制度を活用するうえでの手続きが分かりにくい

制度の手続きが複雑で分かりにくいことや、裁判所や行政機関などでの手続きも必要であり面倒だという意識がある。

(3) 専門的な相談窓口がない

制度の利用が必要になった場合に、どこに何を相談して良いのかわからないことや相談を受ける側も専門的知識を身に付けていない場合もある。

(4) 利用における経済的負担の増加

支援者が利用の必要性を感じても後見人報酬などの経済的負担が増加することへの理解が必要である。

第3章 基本的な考え方及び目標

1 基本的な考え方

さつま町総合振興計画における福祉分野の基本計画である「さつま町地域福祉計画」では、基本理念を「1人ひとりが主役、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり」とし、スローガンに「広げよう「近助」の輪、おこそう地域福祉の風」としました。

高齢者や知的障がい者などの皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、その権利を擁護しなければならないと同時に、その制度を利用しやすいものにする必要があります。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者や知的障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用の普及が重要であります。制度自体の認知度が低く、利用状況も認知症高齢者数などの対象者数と比較して少ない状況であります。

そのため、成年後見制度の利用のメリットを実感できるものにすることや、利用の促進にあたっては、制度の趣旨であるノーマライゼーション、自己決定権の尊重と併せ、本人の意思決定支援や身上の保護等の福祉的な観点も重視した運用を図っていく必要があります。

◎基本理念 「1人ひとりの権利を守り安心して暮らせる環境づくり」

2 取組の基本目標

■基本目標1 中核機能の整備と地域連携ネットワークづくり

権利擁護を進めるための中核機能として、相談窓口となるセンターの整備や関係機関による連携を図る必要があります。

住民に広く「成年後見制度」が認知されていないことや専門的な相談窓口がないこと、また基本目標に掲げる利用促進を普及していくためには、ネットワークづくりの中核機関となる「権利擁護センター」を設置する必要があります。

■基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思を出来る限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護し、利用者が自身の意思を尊重した支援が受けられるよう取り組む必要があります。

■基本目標3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない場合や、親族の協力が得られない、または経済的な理由などから制度の利用につながらない場合があります。

このため、中核機関を中心として、制度の周知広報や相談を行うことで利用につなげる支援を行います。

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースが多いとみられるため、地域連携ネットワークでの見守り体制を整備することにより、不正の発生を未然に防止するよう努めます。

3 施策の体系

さつま町の最上位計画である「さつま町総合振興計画」の下に福祉分野においては、「さつま町地域福祉計画」があり、各福祉分野ごとに関連する計画では「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」が策定されています。この中で、特にこれから必要とされる「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し推進するもので、その体系は次のとおりです。

(体系図)

基本理念	基本目標	具体的施策
1 人ひとりの権利を守り安心して暮らせる環境づくり	1 中核機能の整備と地域連携ネットワークづくり	①中核機関の整備（権利擁護センター） ②相談・支援体制の構築
	2 利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進	①制度を必要とする人を利用につなげる支援 ②意思決定支援と身上保護の重視 ③後見類型等のサービス調整
	3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	①制度理解の啓発 ②不正防止のための関係機関との連携 ③地域見守り活動の推進

第4章 実現に向けた具体的取組

1 中核機関の整備と地域連携ネットワークづくり

(1) 中核機関の整備（権利擁護センター）

地域連携ネットワークの中核となる機関を「権利擁護センター」として設置します。

中核機関（権利擁護センター）には、制度の周知広報活動や相談窓口及び関係機関の連携を図る中核機能としての役割を持たせます。

＜具体的取組＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①権利擁護センター設置に向けて関係者による準備委員会の設置<ul style="list-style-type: none">・センター機能についての検討・運営経費等についての検討②運営方法等について検討<ul style="list-style-type: none">・人員等の組織体制について |
|---|

(2) 相談・支援体制の整備

成年後見制度を知らないという人も多く、また相談窓口や支援体制も十分でないことから、中核機関として設置する権利擁護センターにおける相談・支援体制を整備します。

＜具体的取組＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①広報事業の実施<ul style="list-style-type: none">・町の広報紙による特集記事やお知らせ版などによる周知啓発活動・ホームページなどによる広報活動・全戸配布のチラシやポスターなどによる広報活動・各種研修会（民生委員，地域支え合い推進員（アドバイザー），健康づくり推進員）での周知活動・福祉関係者等における各種会議での周知活動②相談事業の実施<ul style="list-style-type: none">・センターに相談窓口を設置・通常の相談活動の他，専門職（弁護士等）における相談会の実施③関係機関のネットワークづくり<ul style="list-style-type: none">・支援のための関係機関による連携強化・対象者の把握と情報交換④市民後見人の養成・研修 |
|--|

2 利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進

(1) 制度を必要とする人を利用につなげる支援

成年後見制度を必要とする対象者の把握が難しい面があります。また、制度を知らないことから利用につながっていない面があると思われます。このため関係者等へのアンケートなどによる実態調査を行う必要があるとともに、必要な人については制度利用につながるよう支援を行います。

<具体的取組>

①実態把握のためのアンケート調査の実施

- ・民生委員やケアマネジャー、福祉施設、病院などへのアンケート
- ・実態調査の結果に基づく分析

②広報事業の実施（※再掲）

- ・町の広報紙による特集記事やお知らせ版などによる周知啓発活動
- ・ホームページなどによる広報活動
- ・全戸配布のチラシやポスターなどによる広報活動
- ・各種研修会（民生委員、地域支え合い推進員（アドバイザー）、健康づくり推進員）での周知活動
- ・福祉関係者等における各種会議での周知活動

③相談事業の実施（※再掲）

- ・センターに相談窓口を設置
- ・通常の相談活動の他、専門職（弁護士等）における相談会の実施

④関係機関のネットワークづくり（※再掲）

- ・支援のための関係機関による連携強化
- ・対象者の把握と情報交換

(2) 意思決定支援と身上保護の重視

成年後見制度を利用することで、被後見人が本人らしい生活を送ることができるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用と支援体制を構築する必要があります。

財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者等の意思を出来る限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利擁護を推進します。

<具体的取組>

①保佐・補助及び任意後見の利用促進

- ・成年後見制度の利用者の能力に応じた対応
- ・利用の少ない「保佐」及び「補助」の類型の利用促進
- ・利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して

利用されるための取組を推進

②意思決定支援及び身上保護についての指針の作成

- ・国の示す指針や対応マニュアル等を踏まえた町の指針の作成
- ・関係機関や協議会等で検討し作成

③市民後見人の養成

- ・市民後見人養成研修への参加
- ・市民後見人の活動支援の体制を整備

(3) 後見類型等のサービス調整

社会福祉協議会における各種の福祉事業や認知症高齢者に対する介護保険事業における地域包括支援センターの支援及び障がい者福祉における各種の支援制度がある中で、本人が日常生活を送るうえで、どのサービスが必要か、また組み合わせが必要かなど、その本人に最も適したサービス及び制度の利用を検討する必要があります。

<具体的取組>

①利用の調整・検討組織の設置

- ・利用調整を行う連絡会の開催
- ・本人の生活状態に合わせた関係者による個別会議の開催

②本人や親族、支援者等との調整打ち合わせ会の実施

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(1) 制度理解の啓発

不正防止のためには、本人や親族などの支援者、更に広く町民が成年後見制度を良く理解することが重要であるとともに、広く町民が制度を理解することで利用のしやすさにつながります。

また、地域の見守り活動の充実が何らかの異変に気付く場合を含め不正の未然防止にもなります。

<具体的取組>

①広報事業の実施

②相談事業の実施

③関係機関のネットワークづくり

※①～③は相談・支援体制の整備の項と同じ（再掲/具体的記載内容は省略）

(2) 不正防止のための関係機関との連携

成年後見制度が、利用者にとって安心安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、家庭裁判所のみならず金融機関、事業者などを含むネットワークにより、不正事案の防止に向けた取組が必要です。

<具体的取組>

①裁判所など関係機関との連絡会の設置

- ・定期的な連絡会の開催

②金融機関等との連絡体制の強化

- ・連絡調整の体制づくり

(3) 地域見守り活動の推進

地域見守り活動が本人や生活環境の異変に気付く機会となり、不正の未然防止や日常生活の支援につながることを期待されます。

<具体的取組>

①民生委員や地域支え合い推進員（アドバイザー）等による見守り活動の実施

- ・定期的な巡回訪問活動による見守り
- ・地域サロン活動による見守り

②区公民館や公民会組織による見守り活動の推進

- ・組織体制の強化を図るため福祉部の設置を推進
- ・「支え合い隊/お助け隊」などの支援組織の設置を推進

③民間の協力事業者による見守り活動の実施

- ・見守り活動連絡会を設置
- ・毎日の配達や定期的な検針事業者の協力（新聞、電気、ガス、郵便など）
- ・関係機関の協力支援（警察、消防、町社会福祉協議会など）

第 5 章 計画の進行管理

1 計画の評価及び進行管理

「ノーマライゼーション」, 「自己決定権の尊重」, 「身上保護の重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。

第 6 章 資料編

1 用語解説

か 行

権利擁護

権利の侵害を受けやすい認知症の高齢者や知的・精神障がい者に対して人権を始めとする様々な権利を保護し、本人に代わってその財産等を適切に管理するなど生活上の重要な場面でサポートすること

さ 行

自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されること

市民後見人

社会貢献への意欲が高い住民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方

身上保護の重視

本人の財産の管理のみならず，身上の保護が適切に図られること

成年後見制度

判断能力が不十分な認知症の高齢者や知的・精神障がい者等の財産管理や入所・入院等に関する契約時の判断を他の者が補うことによって，本人を法律的に支援するための制度

た 行

中核機関

成年後見制度の利用を促すために必要とされる，様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。国の基本計画では，市町村が直営か委託で運営することが求められている。

な 行

ノーマライゼーション

成年後見人等が成年被後見人等でない人と等しく，基本的人権を享有する個人として，その尊厳が重んじられ，その尊厳にふさわしい生活を保障されること

さつま町成年後見制度利用促進基本計画

発行年月 令和2年11月
発行 鹿児島県 さつま町
編集 さつま町役場 高齢者支援課 保健福祉課
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2
TEL0996-53-1111 fax0996-52-3514
URL <http://www.satsuma-net.jp>